

御宿町生活交通ネットワーク計画

平成 26 年 6 月 日

御宿町地域公共交通会議

会長 永石 伸一

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

車社会の進展や過疎的地域において、民間による地域交通は減少しつつあるなかで、高齢化が進展する地域においては、日常生活における地域交通の確保は喫緊の課題であります。当町における人口の状況は、都市部からの転入者が多いことから、人口減少率は緩やかに推移していますが、65歳以上の人口比率は高まりをみせ、県内高齢化率は県下上位であります。

また、高齢化の進展に伴い、自家用車で移動されてきた方々が免許を返納され、自家用車以外の移動手段に対するニーズが高まることが予想されます。

このような状況を踏まえ、地域のニーズ合った交通サービスを将来にわたり確保・維持するため、地域公共交通確保維持事業に取り組みます。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

【目標】

- ① 主要な公共施設をはじめ、商店や医療施設へアクセスできる公共交通サービスを提供する。
- ② 民間バス及びJRといった幹線交通軸に接続する公共交通サービスを確保する。
- ③ 公共交通サービスの提供により徒歩では移動が困難な交通不便地域の解消を図る。
- ④ 公共交通機関相互のサービス水準は、「民間タクシー>デマンド>民間バス」を原則とする。

【数値目標】

平成 27 年度：延 15 人/日（359 日運行）（運休日 12/28～1/3 まで）

目標利用者数：大人 3,590 人、子供 805 人、延べ合計 4,395 人

平成 28 年度：延 20 人/日（360 日運行）（運休日 12/28～1/3 まで）

目標利用者数：大人 5,400 人、子供 805 人、延べ合計 6,205 人

平成 29 年度：延 25 人/日（359 日運行）（運休日 12/28～1/3 まで）

目標利用者数：大人 7,180 人、子供 805 人、延べ合計 7,985 人

【効果】

事業目標を達成することにより、次の効果が期待されます。

- ①効果的・効率的な運行による持続性のある生活交通の確保
- ②高齢者等の外出機会・範囲の増加と健康の維持増進
- ③施設（公共施設や商店等）利用者の増加による地域活性化
- ④徒歩では移動することが困難な交通不便地域の解消

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別添の表1のとおり。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

別添の表2のとおり。

5. 別表4の補助事業の基準ニに基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。

6. 別表4の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。

7. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

別添の表5のとおり。

8. 車両の取得に係る目的・必要性

車両を取得しないので記載せず。

9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

車両を取得しないので記載せず。

10. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額

車両を取得しないので記載せず。

11. 協議会の開催状況と主な議論

別添（任意様式1）のとおり

12. 利用者等の意見の反映状況

別添（任意様式2）のとおり

13. 協議会メンバーの構成

別添（任意様式3）のとおり

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線／地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	幹線特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)			
						乗合バス型／デマ ンド型の別	基準口で該 当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統 等と接続確保策	基準二で該 当する要件
千葉県 (御宿町)	小湊鉄道株式会社	御宿町デマ ンド	地域内フィー ダー			デマ ンド	②		①
合 計									

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。
4. 「幹線特例措置」には、地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、特例措置15人未満の系統については「1」を、特例措置15人～150人の系統については「2」を記載する。

御宿町全図 (御宿町全域が半島振興対策実施地域)

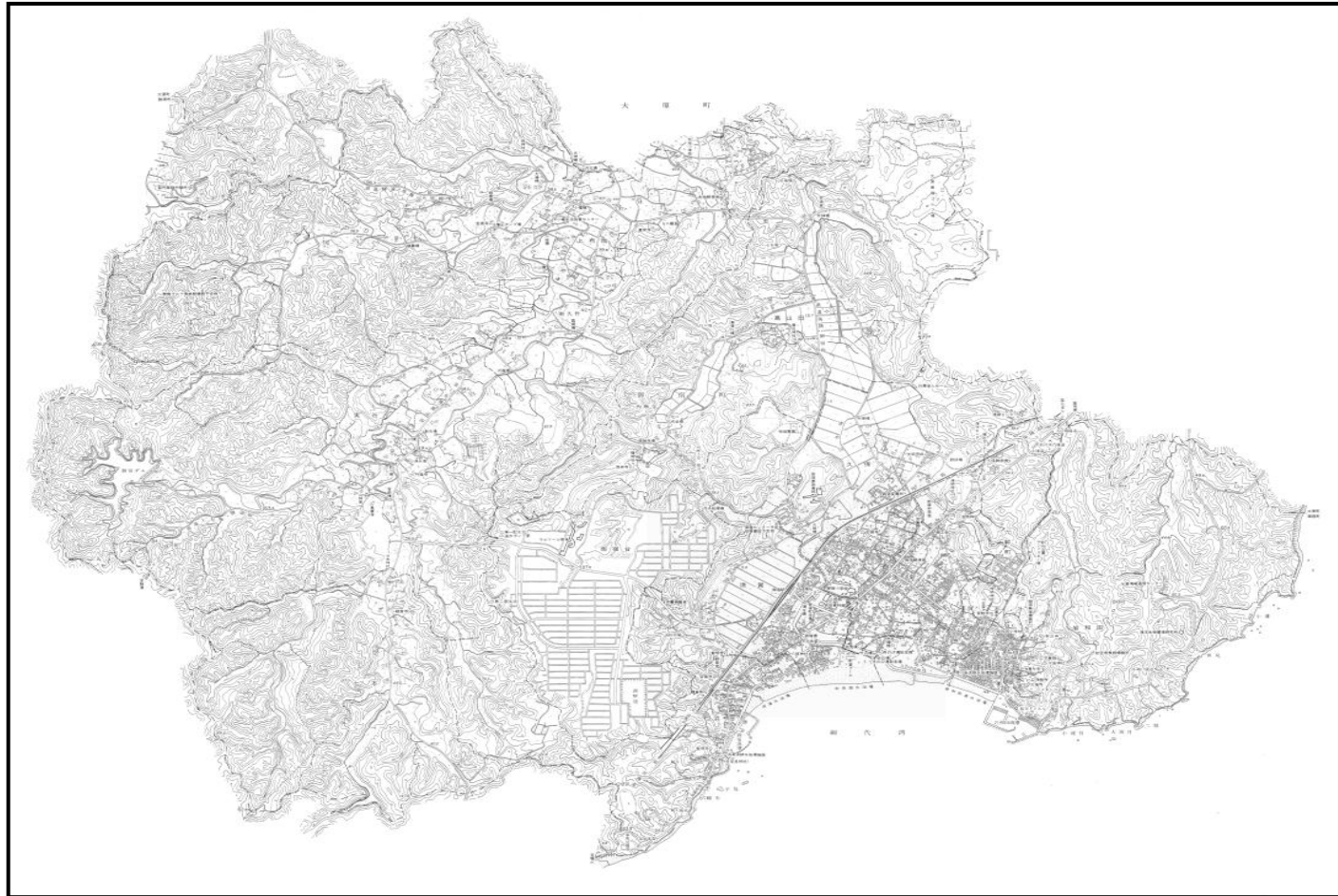


表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	小湊鉄道株式会社
------	----------

平成27年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	台	補助対象期間の 前々年度の 1台あたりサービス 提供時間(ニ)	時間	経常収支率	%	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
千葉	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数	1回あたりサービス提 供時間	リのうち補助ブロック外 乗入部分に係るサービス 提供時間	リのうち同一補助 ブロック 市区町村外乗入 部分に係るサービ ス提供時間	補助ブロック外乗入 れ部分及び同一補助 ブロック市区町村外乗 り入れ部分以外のサー ビス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ= ヲ	計画サービス提供時 間
			発地	営業 区域	着地							
千葉	1	御宿町デマンド		全域		359 日	2,872.0 回	0.4 時間	0 時間	0 時間	100%	2872.0 時間
	2					日	回	時間	時間	時間		時間
	3					日	回	時間	時間	時間		時間
	4					日	回	時間	時間	時間		時間
合計		系統						時間	時間	時間		時間

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額 ト×ワ以下の 額:カ	経常収益の 見込額 チ×ワ以上の 額:ヨ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額 カーヨ=タ	タのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町 村外乗入部分以 外に係るもの タ×ヲ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助 上限額 ラ	国庫補助金 内定申請額 (ナ又はラのうち いずれか少ない ほうの額) ム
	1	円		円	円	千円	千円		
	2	円		円	円	千円	千円		
	3	円		円	円	千円	千円		
	4	円		円	円	千円	千円		
合計		円	円	円	円	千円	千円	千円	千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワーヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウーム=ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
0	1	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	2	円										
0	3	円										
	4	円										
合計		円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(又)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	御宿町
------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	7,738
交通不便地域	7,738

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
7,738	御宿町(全域)	半島振興対策実施地域

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑫)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

1 1 . 協議会の開催状況と主な議論

(任意様式1)

- 平成 25 年 5 月 御宿町地域公共交通活性化検討会議(以下:検討会議)を設置
構成員 (1)議会総務委員会委員長 (2)議会教育民生委員会委員長
(3)議会産業建設委員会委員長 (4)区長会長 (5)商工会長
(6)観光協会代表理事 (7)社会福祉協議会会長
- 平成 25 年 6 月 第 1 回検討会議を開催。(巡回バス、お出かけ支援事業(福祉)について協議。
町の現状説明、アンケート項目の設定などを協議)
- 平成 25 年 9 月 第 2 回検討会議を開催 (アンケート結果報告)
- 平成 25 年 10 月 第 3 回検討会議を開催
(巡回バス運行に係る概算経費、お出かけ支援事業に係る運営形態)
- 平成 25 年 11 月 第 4 回検討会議を開催
(検討会議にて、デマンド交通(乗合)により運行することを決める)

-
- 平成 25 年 12 月 御宿町地域公共交通会議を設置
 - 平成 26 年 1 月 28 日 第 1 回御宿町地域公共交通会議を開催
(1)御宿町地域公共交通会議のスケジュール(案)について
(2)御宿町の現状及びこれまでの協議経過について
(3)御宿町デマンド乗合運行計画(案)について
 - 平成 26 年 2 月 25 日 第 2 回御宿町地域公共交通会議を開催
(1)地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(2)地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
 - 平成 26 年 3 月 25 日 第 3 回御宿町地域公共交通会議を開催
(1)御宿町地域公共交通ネットワーク計画(案)について
 - 平成 26 年 4 月 第 5 回検討会議を開催
 - 平成 26 年 5 月 第 6 回検討会議を開催
 - 平成 26 年 6 月 12 日 第 4 回御宿町地域公共交通会議を開催

1 2. 利用者等の意見の反映状況

(任意様式2)

実施時期	内容	目的	備考
平成 25 年 7 月～	御宿町の公共交通に関するアンケート調査を実施	住民の現状把握とニーズ調査を実施し、その結果を計画に反映させることを目的に実施。	住民 2,000 人を対象に(15 歳以上・年層別・無作為抽出)により実施。 742 人からの回答で、回収率 37.1%。
平成 26 年 2 月 6 日 ～ 平成 26 年 3 月 7 日	御宿町生活交通ネットワーク計画(素案)に関する意見公募	住民の町政への参加機会の拡大を図るとともに、住民の様々な意見を考慮して計画策定を行うために実施。	○御宿町生活交通ネットワーク計画(素案)に関する意見【1件】 ○その他意見(身体障害者利用について【1件】)
平成 26 年 2 月 14 日	御宿町乗合運行について	御宿町区長会において、乗合運行の概要説明を行った。	行政区10
平成 26 年 6 月 13 日	御宿町乗合運行について	御宿町区長会において、乗合運行の概要説明を行う。(予定)	行政区10

御宿町地域公共交通会議メンバーの構成

(任意様式3)

	区分	役職等	氏名	備考
1	御宿町	御宿町長	イシダ 義廣 石田 義廣	
2	一般乗合旅客自動車運送事業者	小湊鉄道(株)専務取締役	ガク我 義範 久我 義範	
3	一般乗用旅客自動車運送事業者	(有)外房タクシー	シキダ フミオ 式田 文夫	副会長
4	住民又は利用者の代表	区長会長	ナガシマ 伸一 永石 伸一	会長
5		住民代表	ホリカワ ケンジ 堀川 賢治	
6	国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者	国土交通省関東運輸局 千葉運輸支局 首席運輸企画専門官	タイマ カン 泰間 隆	
7	一般旅客自動車運送事業者労働組合代表又はその指名する者	小湊鉄道労働組合書記長	フルイチ シゲオ 古市 茂雄	
8	夷隅土木事務所長又はその指名する者	夷隅土木事務所 所長	オガカ カズヒロ 小高 千弘	
9	いすみ警察署長又はその指名する者	いすみ警察署 交通課長	イムラ ヒロユキ 今村 太幸	
10	千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者	千葉県総合企画部交通計画課 企画調整班 班長	イトウ マサオ 伊藤 昌央	
11	一般社団法人千葉県タクシー協会会長又はその指名する者	一般社団法人千葉県タクシー協会 常任理事 外房支部長	マツモト マコト 松本 眞	
12	一般社団法人千葉県バス協会会長又はその指名する者	一般社団法人千葉県バス協会 専務理事	ハナザキ コウイチ 花崎 幸一	
13	JR東日本旅客鉄道株式会社勝浦駅長又はその指名する者	東日本旅客鉄道株式会社 勝浦駅 駅長	フルヤ ショウ 古谷 三夫	